
各市区町村における 特定の保育園等を希望する者などの取扱いについて

【調査結果】

目次

調査結果の概要	P. 1
求職活動を休止している者の取扱いについて	P. 2
特定の保育園等を希望している者の取扱いについて	P. 5
育児休業中の者の取扱いについて	P. 9
その他のご意見	P. 12

調査結果の概要

- 調査の目的

保育所等利用待機児童数調査に関する検討会において、特定の保育園を希望する者などの今後の取扱いについて議論を進めるにあたっての検討材料とするため。

- 調査実施時期

平成28年10月12日～10月21日

- 調査対象

市区町村

- 調査方法

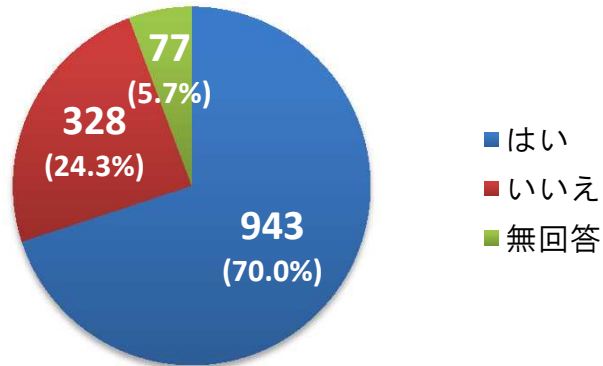
全市区町村に調査票を配布。回答期限までに提出のあった回答を集計。

- 回答総数

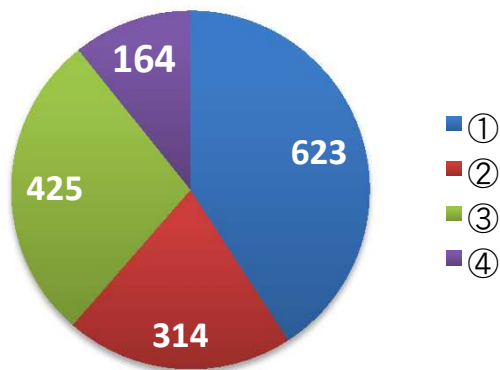
1,348市区町村

求職活動を休止している者の取扱いについて ①

1. 「求職活動を休止している者」として待機児童数に含めないこととしている市町村 (n = 1,348)



2. 求職活動を休止していることの確認方法 (複数選択可 / n = 1,526)

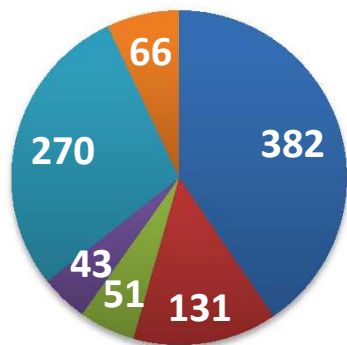


①	保護者から求職活動を休止した旨の自己申告	623件
②	市区町村担当者が、保護者に個別に連絡を取り、現状を照会	314件
③	改めて個別に連絡を取って照会することはせず、申込書の記載内容で市区町村が判断	425件
④	その他	164件

※「その他」の具体的な例としては、「定期的に求職活動報告書等の提出を求めている」など。

3. 上記1・2のような取扱いとしている理由

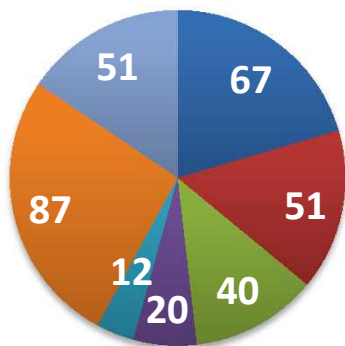
■ 1で「はい」としている場合 (n=943)



①	① 自宅での保育が可能であると考えするため	382件(40.5%)
②	② 国の定義がそうになっているため	131件(13.9%)
③	③ 求職活動記録等の提出がないため	51件(5.4%)
④	④ 自己申告以外の方法で把握することが困難なため	43件(4.6%)
⑤	⑤ その他	270件(28.6%)
⑥	⑥ 無回答	66件(7.0%)

※「その他」の具体的な例としては、「入所できたら求職活動を行うということの確認が取れているため」、「求職活動を行っていないことの確認が取れているため」など。

■ 1で「いいえ」としている場合 (n=328)



①	① 求職活動を休止していることの確認が困難なため	67件(20.4%)
②	② 待機児童が発生しておらず、入所枠に余裕があるため	51件(15.5%)
③	③ 入所決定後でないと本格的な求職活動ができないため	40件(12.2%)
④	④ 認定期間中(2~3か月)は求職活動中として取り扱っているため	20件(6.1%)
⑤	⑤ 入所できないためやむを得ず求職活動を休止していると考えられるため	12件(3.7%)
⑥	⑥ その他	87件(26.5%)
⑦	⑦ 無回答	51件(15.5%)

※「その他」の具体的な例としては、「一時的に休止しているだけと考えられるため」など。

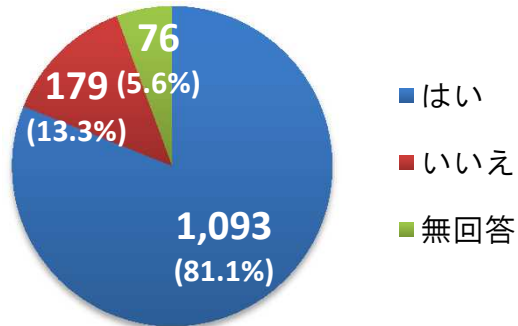
4. その他、本項目についての課題、問題点、ご意見等（自由記載）

<主なご意見>

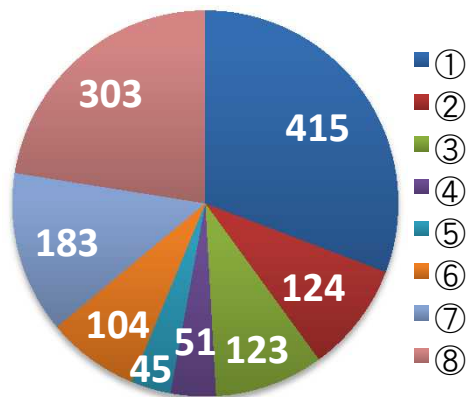
- 求職活動休止の定義が曖昧（インターネットや雑誌等を利用した求職活動の取扱いなど）。
- 預け先が決まっていないと内定が出ない企業もあるなど、入所が決まってから求職活動を開始するという方も多い。
- 求職活動を継続しているかの状況を定期的に確認することは、自治体職員・保護者ともに負担増となってしまう。
- 休止していれば保育の必要性がなく、待機児童数調査の対象とすることに疑問がある。
- 保護者の自己申告などでは実態の把握が困難。
- 他に預け先がなくやむを得ず休止せざるを得ない者を待機児童数に含めないことに疑問がある。

特定の保育園等を希望している者の取扱いについて ①

1. 「特定の保育園等を希望している者」として待機児童数に含めないこととしている市町村 (n = 1,348)



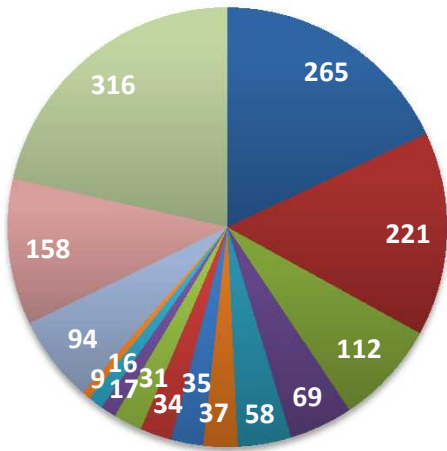
2. 「他に利用可能な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業等」として取り扱っているケース (n = 1,348)



①	定員に空きがある施設 〔主な理由〕入所を希望すれば入所可能なため。通常の交通手段で自宅から30分未満で通える範囲に利用可能な保育施設があるため	415件 (30.8%)
②	登園するのに無理がない施設 〔主な理由〕送迎可能な範囲内に空きのある保育施設があるため。	124件 (9.2%)
③	自宅から20～30分未満の保育所等 〔主な理由〕国の定義と同様の取扱いとしている。	123件 (9.1%)
④	自宅から通所可能な距離にある施設 〔主な理由〕国の定義と同様の取扱いとしている。入所を希望すれば入所可能なため。	51件 (3.8%)
⑤	国の定義どおり	45件 (3.3%)
⑥	事例がない	104件 (7.7%)
⑦	その他	183件 (13.6%)
⑧	無回答	303件 (22.5%)

※「その他」の具体的な例としては、「希望施設の近隣の空きがある施設」など。

3. 「特定の保育所等を希望」として取り扱っているケース (n = 1,472※複数該当有)

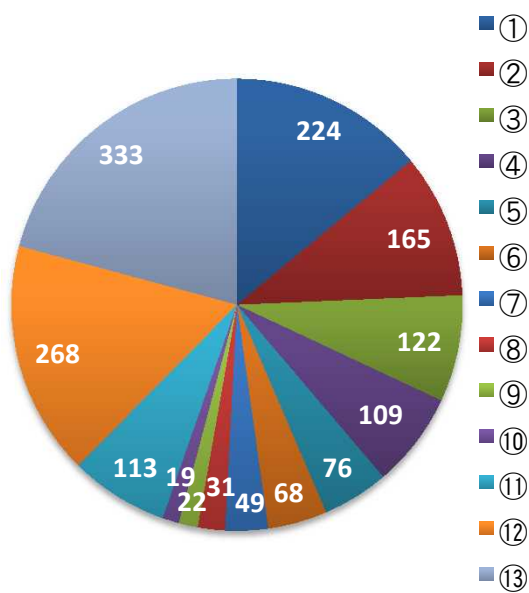


- ①
- ②
- ③
- ④
- ⑤
- ⑥
- ⑦
- ⑧
- ⑨
- ⑩
- ⑪
- ⑫
- ⑬
- ⑭
- ⑮

①	1園のみ希望している 〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望している。	265件(18.0%)
②	他に空きがある園があるにもかかわらず希望する園以外の利用を希望しない 〔主な理由〕国の定義と同様の取扱いとしている。他の園でも立地的に通園可能。	221件(15.0%)
③	希望する園以外を紹介したが利用を希望しない 〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望している。	112件(7.6%)
④	兄弟姉妹と同じ園への入園を希望している 〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望している。	69件(4.7%)
⑤	自宅や職場から近い(通勤経路にある)園しか希望しない 〔主な理由〕他の園でも立地的に通園可能。	58件(3.9%)
⑥	申込書に他園紹介希望の有無の項目を設け(又は口頭確認)、紹介希望なしの場合 〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望している。	37件(2.5%)
⑦	申込書の希望園記載欄に、記載可能な園数をすべて記載していない 〔主な理由〕希望園が少ないのは保育の必要性が低いと考えられるため。申請時に多くの園を希望するよう促している。	35件(2.4%)
⑧	2園のみ希望している 〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望している。	34件(2.3%)
⑨	保護者の意向に合う教育・保育サービスを提供している園のみを希望している 〔主な理由〕他の園を照会したが断られた。	31件(2.1%)
⑩	空きがなく入園不可能な園のみを希望している 〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望している。	17件(1.2%)
⑪	市内の保育施設すべてを希望していない 〔主な理由〕他の園でも立地的に通園可能。	16件(1.1%)
⑫	自宅から通所可能な範囲に空きのある園があるにもかかわらず利用を希望しない 〔主な理由〕国の定義と同様の取扱いとしている。	9件(0.6%)
⑬	事例がない	94件(6.4%)
⑭	その他	158件(10.7%)
⑮	無回答	316件(21.5%)

※「その他」の具体的な例としては、「育児休業延長に係る不承諾通知を得るために申請したことがわかったため」など。

4. 「保護者の私的な理由」として取り扱っているケース (n = 1,599※複数該当有)



①	希望園のみ希望している	
①	〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望しているため。国の定義と同様の取扱いとしている。	224件(14.0%)
②	自宅や職場から近い(通勤経路にある)園を希望している	
②	〔主な理由〕立地的に通園可能な園が他にもあるため。	165件(10.3%)
③	兄弟姉妹同時入園を希望している	
③	〔主な理由〕立地的に通園可能な園が他にもあるため。	122件(7.6%)
④	保護者の意向に合う規模、環境、教育・保育サービスを提供している園のみを希望している	
④	〔主な理由〕他の園を紹介し断るのは、保育の必要性が低いと考えられるため。	109件(6.8%)
⑤	他に通所可能な園があるにもかかわらず特定の園のみ希望している	
⑤	〔主な理由〕国の定義と同様の取扱いとしている。	76件(4.8%)
⑥	他園を紹介したが断られたケース	
⑥	〔主な理由〕他の園を紹介し断るのは、保育の必要性が低いと考えられるため。	68件(4.3%)
⑦	友人や知人の子どもが通っている園を希望している	
⑦	〔主な理由〕他の園を紹介し断るのは、保育の必要性が低いと考えられるため。	49件(3.1%)
⑧	入園の内定を断ったケース	
⑧	〔主な理由〕他の園を紹介し断るのは、保育の必要性が低いと考えられるため。	31件(1.9%)
⑨	保護者自身が通っていた園を希望している	
⑨	〔主な理由〕他に入園可能な園があるにもかかわらず特定の園を希望しているため。	22件(1.4%)
⑩	育児休業を延長するために申請をしたケース	
⑩	〔主な理由〕育児休業延長に係る不承諾通知を得るために申請したことがわかったため。	19件(1.2%)
⑪	事例がない	113件(7.1%)
⑫	その他	268件(16.8%)
⑬	無回答	333件(20.8%)

※「その他」の具体的な例としては、「他園の紹介を希望しないとの意思確認ができたため」、「希望園以外でも保護者の需要を満たせるため」など。

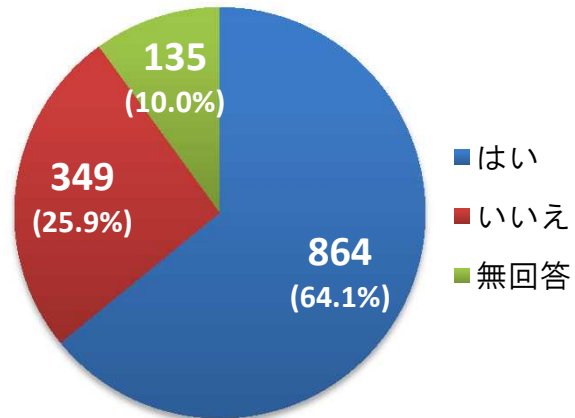
5. その他、本項目についての課題、問題点、ご意見等（自由記載）

<主なご意見>

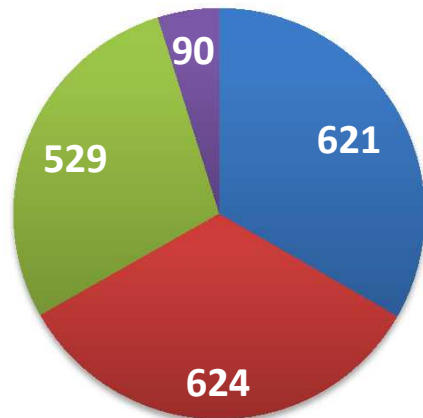
- 定義が曖昧なため、具体的な事例を示してもらいたい。
- 真に保育を必要とする場合は、空きのある園に入ると考える。
- 例示であげられている片道20～30分では、送迎が困難という保護者も多い。
- 特定園や私的な理由で希望する園への入園を認めると、保育の必要性が高い者の受け入れが困難となってしまう。

育児休業中の者の取扱いについて ①

1. 「育児休業中の者」を待機児童数に含めないこととしている市町村 (n = 1,348)



2. 「育児休業中の者」を待機児童数に含めないこととしているケース (複数選択可 / n = 1,864)

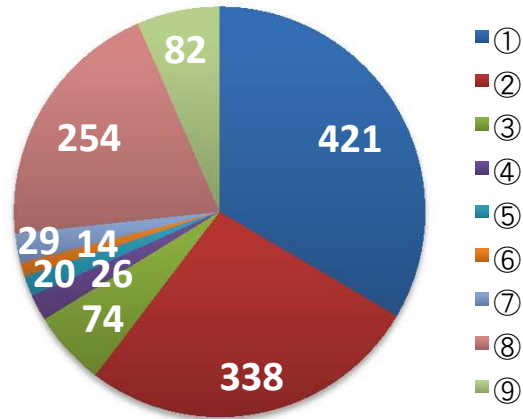


①	① 1年間の育児休業の期間内の者	621件
②	② 育児休業を延長している者	624件
③	③ 育児休業を延長するために保育所等の申込みをしている者	529件
④	④ その他	90件

※「その他」の例としては、「育児休業期間内の者」、「入所でき次第復職するとしている者」など。

3. 上記、1・2のような取扱いとしている理由

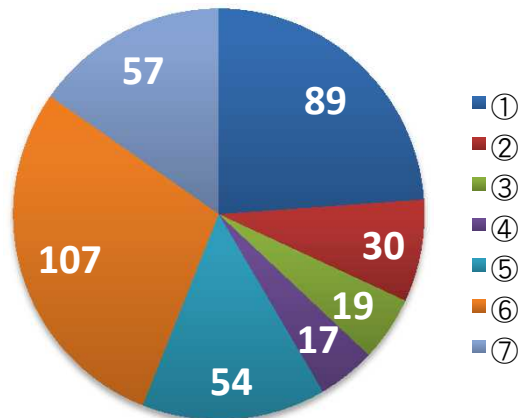
■ 1で「はい」としている場合 (n = 1,258)※複数該当有



①	国の定義に基づく	421件 (33.5%)
②	保育の必要性がない	338件 (26.9%)
③	育児休業の延長が目的のため	74件 (5.9%)
④	現に育児休業中のため（1年以内か、延長かは問わない）	26件 (2.1%)
⑤	定員に空きがあり、育児休業満了時に入所が可能なため	20件 (1.6%)
⑥	含めない取扱いとしているが、入所できないためやむを得ず育児休業を延長する者は含める	14件 (1.1%)
⑦	事例がない	29件 (2.3%)
⑧	その他	254件 (20.2%)
⑨	無回答	82件 (6.5%)

※「その他」の例としては、「育児休業の延長が可能なため」、「緊急性が低い」など。

■ 1で「いいえ」としている場合 (n = 373)※複数該当有



①	入所できれば育児休業を切り上げ復職することが前提であり、復職の意思があるため	89件 (23.9%)
②	入所できないためやむを得ず育児休業を延長しているため	30件 (8.0%)
③	申込があった者は一律待機児童に含めている。他の申込事由との差を設けていない	19件 (5.1%)
④	確認が困難なため	17件 (4.6%)
⑤	事例がない	54件 (14.5%)
⑥	その他	107件 (28.7%)
⑦	無回答	57件 (15.3%)

※「その他」の例としては、「待機児童から除くことは保護者の理解が得られない」など。

4. その他、本項目についての課題、問題点、ご意見等（自由記載）

＜主なご意見＞

- 個々の状況・ニーズを把握することが困難。
- 社会的にも育休を取りやすくしてほしい（企業の理解など）。
- 自治体間で取扱いが異なるため、国で統一的な取扱いを示してほしい。
- 入所できれば復職する（やむなく育休延長している）者であり、待機児童に含めるべき。
- 育児休業の延長を希望して申し込んだ者と、やむを得ず延長した方は区別して考えるべき。
- 職場復帰するまでは保育の必要性がないため、待機児童ではない。

その他ご意見

◆ その他、現状の取扱いについての課題、問題点、ご意見等（自由記載）

<主なご意見>

- 国の定義を明確にし、自治体間の取扱いに差が出ないように統一すべき。
- 入所できなかった者はすべて待機児童とした方がよいのではないか。
- 待機児童＝保育所等利用の待ち人数ではなく、一定の基準に基づき集計した数値であることを周知する必要がある。
- 市町村によって、施設数や入所希望者数などが異なるため、定義を統一することは不可能ではないか。
- 保護者の個別の状況を把握することは負担が大きく困難。
- 現状の定義でよいと思う。
- 保護者によって保育の必要性の度合いが異なり、真に保育を必要としている者の把握が難しい。
- 保護者が知りたいのは、実際に入所できていない方が何人いるのかということ。